

2月定例教育委員会会議録

公開案件

開催日時	令和3年2月24日（水） 午前10時から	
開催場所	奈良市役所 中央棟地下1階 地下会議室	
出席者	委員	北谷教育長、都築委員、畑中委員、柳澤委員、梅田委員 【計5人出席】
	事務局	五味原補佐、小林主任、岡田指導主事、竹川指導主事、井関
	理事者	<p>【教育委員会】</p> <p>立石教育部長、増田教育部次長、廣岡教育部次長、小林教育政策課長、黒田教育総務課長、川端教育施設課長、山田教職員課長、細川地域教育課長、松浦文化財課長、伊東学校教育課長、久保田いじめ防止生徒指導課長、中川保健給食課長、垣見教育支援・相談課長、大橋中央図書館長、杉本一条高等学校事務長、吉田教育監、石原教育センター所長</p> <p>【市長部局】</p> <p>鈴木子ども未来部長、玉置子ども政策課長、山上保育総務課主幹、池田スポーツ振興課長</p>
開催形態	公開（傍聴人 0人）	
議題	<p>1 教育長報告</p> <p>(1) 令和3年度予算要求額について 非公開</p> <p>(2) 令和2年度3月補正予算要求額について 非公開</p> <p>(3) 令和2年度奈良市立幼稚園修了証書授与式並びに奈良市立小・中・高等学校、春日中学校夜間学級卒業証書授与式における奈良市・奈良市教育委員会祝辞について</p> <p>(4) 市立幼稚園の再編実施方針について 非公開</p> <p>(5) 奈良市指定文化財の指定について 非公開</p> <p>(6) 学校における携帯電話の取扱い等に関するガイドラインの策定について</p>	

	<p>2 議案</p> <p>議案第42号 令和3年度奈良市立学校の教材使用の承認について</p> <p>議案第43号 奈良市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部改正について</p> <p>3 協議事項</p> <p>(1) 「奈良市の目指す教育について～次期奈良市教育振興基本計画(案)について～」</p> <p>(2) 「(仮称)一条高等学校附属中学校の設置について①～附属中学校設置に伴う一条高等学校の学科再編について」</p> <p>(3) 「(仮称)一条高等学校附属中学校の設置について②～入学者選抜方法について～」 非公開</p>
<p>決定取り纏め事項</p>	<p>1 教育長報告</p> <p>(1) 令和3年度予算要求額については、了承した。</p> <p>(2) 令和2年度3月補正予算要求額については、了承した。</p> <p>(3) 令和2年度奈良市立幼稚園修了証書授与式並びに奈良市立小・中・高等学校、春日中学校夜間学級卒業証書授与式における奈良市・奈良市教育委員会祝辞については、了承した。</p> <p>(4) 市立幼稚園の再編実施方針については、報告を受けた。</p> <p>(5) 奈良市指定文化財の指定については、了承した。</p> <p>(6) 学校における携帯電話の取扱い等に関するガイドラインの策定については、了承した。</p> <p>2 議事</p> <p>議案第42号 令和3年度奈良市立学校の教材使用の承認については、可決した。</p> <p>議案第43号 奈良市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部改正については、可決した。</p> <p>3 協議事項</p> <p>(1) 「奈良市の目指す教育について～次期奈良市教育振興基本計画(案)について～」は、意見交換・協議した。</p> <p>(2) 「(仮称)一条高等学校附属中学校の設置について①～附属中学校設置に伴う一条高等学校の学科再編について」は、意見交換・協議した。</p> <p>(3) 「(仮称)一条高等学校附属中学校の設置について②～入学者選抜方法について～」は、意見交換・協議した。</p>
<p>担当課</p>	<p>教育委員会教育部 教育政策課</p>

議事の内容	
教 育 長	皆さん、おそろいでしょうか。
事 務 局	本日予定しております案件のうち、その他報告事項とさせていただいておりました「学校における携帯電話の取扱い等に関するガイドラインの策定について」につきまして、教育長報告に変更させていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。
教 育 長	はい、了解しました。
事 務 局	続きまして、本日、理事者であります保育総務課長が公務のため、代理の者として保育総務課主幹の山上を出席させますとともに、案件の関係者として教育監及び教育センター所長を出席させたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。
教 育 長	結構です。 それでは始めさせていただきます。 まず、事務局より資料の説明についてお願いします。
事 務 局	本日の案件に関する資料につきましては、既に配付しております資料のとおりでございます。
教 育 長	本日の委員会は、委員全員が出席しており、委員会は成立いたします。ただいまから、2月定例教育委員会を開会いたします。 本日の会議録署名委員は、私と畑中委員でお願いいたします。 次に、会議録の確認についてでございます。 令和3年1月定例委員会の会議録の署名委員は私と都築委員でございます。都築委員には、既に2月16日の教育委員事前説明の場において、確認いただき、署名していただいております。ご報告を申し上げます。 それでは、本日は傍聴人もおられませんので、案件に入ります。 本日の案件は、教育長報告6件、議案2件、協議事項3件の計11件でございます。 本日の案件のうち、教育長報告(1)、(2)は「議会の議決を経るべき案件」教育長報告(4)及び協議事項(3)は「公表前の情報に関する案件」であるため、また、教育長報告(5)は「意思形成過程に関する案件」であるため、非公開として審議すべきであると思っておりますが、いかがいたしましょうか。
教 育 委 員	異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

よって、教育長報告（１）、（２）、（４）、（５）及び協議事項（３）は、非公開とすることに決定いたしました。

それでは、公開の案件から始めます。

まず、教育長報告（３）「令和２年度奈良市立幼稚園修了証書授与式並びに奈良市立小・中・高等学校、春日中学校夜間学級卒業証書授与式における奈良市・奈良市教育委員会祝辞について」学校教育課長、保育総務課主幹より続けて説明願います。

学校教育課長

今年度の市立学校卒業式の祝辞についてでございますが、小中学校、夜間学級につきましては、奈良市・奈良市教育委員会からの祝辞とさせていただきますと考えております。祝辞につきましては、教育委員会で作成したものを市長部局に示してまいります。また、高等学校の卒業式につきましては、市長部局と教育委員会それぞれが作成することから、奈良市教育委員会からの祝辞となっております。

資料１ページに小学校、２ページに中学校、３ページに高等学校、４ページに夜間学級、５ページに行政の祝辞とさせていただきます。まず、祝辞の作成に当たりましての基本方針についてご説明いたします。今年度の祝辞は、校種ごとにトピックを変え、メッセージを伝えるというこれまでの形ではなく、全ての校種で同一の話題を中心にし、メッセージを伝えたいと考えております。

話題につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大と、このことに伴う人間社会の変化、未曾有の経験について取り上げております。その上で、全世界の人々がこの災禍に見舞われていることを認識し、卒業生一人ひとりが何をすべきか、何ができるかを考えるきっかけとなる記述としております。学校生活については、年度当初の臨時休業から学校再開後の授業、そして活動様式の大きな変化に対応し、例えばオンラインを活用した学習など、新しい学びへの急速な変化にも児童生徒が柔軟に対応できたことに触れております。一方で、今まで当たり前に行っていたことができなくなった学校生活全般にわたり、やりきれない思いを抱えた児童生徒に対して、思いを寄せる内容も盛り込ませていただいております。その上で、卒業生一人ひとりが、社会の変化や状況に翻弄されることなく、社会を構成するメンバーであることを自覚し、これまでの学びや経験を社会や他者に還元してくれることに期待を込めたいと考えております。

なお、小学校はより平易な言葉、表現で、中学校、高等学校と校種が上がるにつれてより豊富な語彙を使っていくなど、それぞれの校種の発達段階に合わせた視点、そして表現で作成しております。

また、夜間学級につきましては、今年度、５名の方が卒業を迎えることとなります。祝辞では、この５名の方々が、人生の中で様々な人との関わりで感じたこと、取り組んできたことや、これから頑張っていきたい

保育総務課主幹	<p>ことなど、それぞれが文集に書き記された内容を取り上げ、困難な状況にあっても学び続ける大切さを伝える内容といたします。</p> <p>続きまして、幼稚園につきましては保育総務課からご説明をさせていただきます。</p>
教 育 長	<p>幼稚園につきましては、子どもたちに興味を持てる内容でメッセージを伝えることができるよう、はやぶさ2を題材に祝辞を作成いたしました。コロナ禍においては、今までとは同じではなく、新しい生活様式も取り入れて園生活を過ごしてきました。一人ひとりが何をすべきか、何ができるかを考え、新しい環境をたくましく生き抜いてほしいと考えております。はやぶさ2の挑戦を通して、子どもたちが様々な変化にも屈することなく対応できるように、いろいろなことに興味を持って挑戦してほしいという願いを込めた祝辞といたしました。</p> <p>今年度は、大きく活躍した人ということではなく、国の枠を超えて、いろんな人がコロナ禍に向かってできることを一生懸命やっているという中で、自分が今後どんなことをやっていけるのか、そして、自分が今後社会に出ていくときにどんなことをしていくのかということも含めて、メッセージ性のあるものをつくろうということでございました。</p> <p>ご意見等ございましたら、どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>今までは、教育委員会等が祝辞を述べに行っておりましたが、昨年度は、コロナ禍の中で、メッセージとして伝えるということにしたのですが、今年も同じということによろしいのでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>昨年度の卒業式は、コロナ禍で臨時休業している中で行いましたので、教育長がおっしゃられたような形で、それぞれの学校にお届けするという形にさせていただいており、今年度も同じ形にいたします。</p>
教 育 長	<p>子どもたちにしっかり伝わるように、メッセージを届けていただきたいと思います。</p> <p>それでは、この件についてご意見がないようですので、教育長報告（3）「令和2年度奈良市立幼稚園修了証書授与式並びに奈良市立小・中・高等学校、春日中学校夜間学級卒業証書授与式における奈良市・奈良市教育委員会祝辞について」は、了承いたします。</p> <p>続きまして、教育長報告（6）「学校における携帯電話の取扱い等に関するガイドラインの策定について」いじめ防止生徒指導課長より説明願います。</p>
いじめ防止生徒指導課長	<p>奈良市立小・中学校を対象とした学校における携帯電話の取扱い等に関するガイドラインを策定いたしましたので、ご報告いたします。</p> <p>資料の1ページをご覧ください。小中学校での携帯電話の持込みにつき</p>

ましては、平成21年の文部科学省からの通知におきまして、学校教育活動に直接必要のないものであることから、原則禁止となっております。しかしながら、児童生徒への携帯電話の普及が進んできていることや、災害時あるいは防犯時において携帯電話を緊急時の連絡手段として活用することへの期待が高まっておりますことから、文部科学省は、7回にわたって開催されました有識者会議における審議を踏まえ、令和2年7月に、学校及び教育委員会の取組の基本とすべき方針といたしまして、小中学校ともに学校への持込みは原則禁止としながらも、緊急の連絡手段とせざるを得ない場合や、やむを得ない事情がある場合には例外的に持込みを認めることが考えられること、また、中学校では、一定の条件について、学校と生徒、保護者間での合意がなされた場合は、持込みを認めることを示しました。同年9月、奈良県教育委員会は、この文部科学省の方針を踏まえた内容のガイドラインを作成いたしました。文部科学省の方針並びに県教育委員会のガイドラインにつきましては、資料の2ページ、3ページにそれぞれ概要版を掲載いたしております。資料1ページの続きをご覧ください。本市では、平成31年4月に、市立小中学校に向けた通知で、携帯電話を緊急の連絡手段として持たせたいという保護者からの希望があれば、登下校における災害発生時等の緊急の連絡手段に限定して認めること、そして、盗難や紛失、破損については保護者の責任とする旨の方針を示しております。その後、同年5月の定例教育委員会におきまして、携帯電話、スマートフォンの学校への持込みについてを協議のテーマとしていただき、登下校中の安全・安心について、保護者の責任について、学校での指導についての3本を協議の柱としてご協議をいただきました。そこでは、保護者の責任ということを確認し、保護者がルールやマナー、あるいは親の責任を自覚できるような研修や、子どもを交えての話合いの場を持つなどの対策を進めることなど、必要とされる対応のポイントをご協議いただいたところであります。また、同年6月からは、市内中部と西部にそれぞれ位置する2つの中学校の保護者を対象に、サンプル的にはありますが、携帯電話、スマホに関するアンケート調査を行い、さらに、小中学校校長会と小中学校の生徒指導連絡協議会においても同様のテーマでご協議をいただきました。その後、本市教育委員会事務局が作成をいたしましたガイドラインの素案に対しましても改めて、小中学校の校長会長、小中学校の生徒指導連絡協議会の各会長、PTA連合会事務局の代表者の方々からそれぞれのお立場からご意見をいただき、それを反映させながらガイドラインの作成を進めてまいりました。

資料1ページの下段に奈良市ガイドラインの骨子を掲載しております。本市のガイドラインには、ここに示す4つの内容を盛り込んでございます。本市ガイドラインの本文につきましては、資料4ページから7ページに掲載しております。なお、本ガイドラインは奈良市立小中学校に対して示すものとして作成したものでありまして、保護者に向けては、

資料 8 ページ、9 ページに示しておりますガイドラインの概要をまとめたものをお示しいたします。

また、携帯電話の持込みを希望される保護者には、資料 10 ページの同意確認書の提出を求めることといたします。

今後の予定といたしましては、本ガイドラインを令和 3 年 2 月末までに市立小中学校へ周知をし、各学校がこれを基にして学校ごとのルールづくりを行い、令和 3 年 4 月からの運用を予定しております。

教 育 長

教育委員会でも令和元年度に協議を持っていただき、そして保護者、学校関係者等とのガイドラインの協議をさせていただいて、今回、新年度からこのガイドラインを示すという説明でございました。

この件について、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

柳 澤 委 員

高等学校での扱いは、どういう形になっているのでしょうか。

いじめ防止生徒指導課長

このガイドラインは、小中学校だけであり、一条高等学校につきましては、学校のこれまでの取組を踏まえた形で、現状取られていることも踏襲しながら、学校の方で考えていただくものでございます。

教 育 長

具体的には、今、一条高校の方ではどうなっているのですか。

いじめ防止生徒指導課長

持込みについては、基本的には認められております。

ただ、教育活動として使うものであり、校内で自由に使えるというようなことではございません。

柳 澤 委 員

現時点で、文科省の枠組みの中では、こういう形だと思っておりますが、タブレットが先行的に入ってしまったために、実際にはタブレットを家でも学校でも学習面で使えるわけで、当分の間、スマホを教育的活用の観点で利用するというのは消えたということになるのだと思います。だから、高等学校で、今おっしゃったように、学習面での活用以外には使わないという形で筋が通っているのですが、ただ、いずれ子どもたちが 5 年ぐらい先にタブレットに慣れて、携帯も多くの子が持つようになってきたときに、これが絶対的な方針なのか、学習的利用はあり得ないのか、今、その結論を出す気はないのですが、ちょっと気になったところがあります。

いじめ防止生徒指導課長

これにつきましても、状況を踏まえながら、必要な対策を加えていくように考えております。

都 築 委 員

学校向け、保護者向けができて、これを基に各学校でルールをつくるということですが、学校における携帯電話の取扱いに関する考え方の①に

児童生徒や保護者が主体的に考えて、協力してそのルールをつくっていく機会を設けるとなっております。具体的には、今どのような形で、各学校ごとにルールを決めていくのか何かそういう方法を具体的にイメージとしてお持ちなのでしょうか。

いじめ防止生徒指導課長

基本的には学校ごとに方法を考えていただくように考えておりますが、このガイドラインの中で、学校が、管理上示すべき内容もある一方で、子どもたち自身が自律的にそれを扱っていく上で必要な内容も含まれていると思います。主に後者の部分については子どもたちにも考えさせる時間も持ちながら、保護者の方への周知の段階では意見もお聞きしながら、少し時間をかけながら活用していけたらと思っています。

都 築 委 員

子どもたちがそういうことを考えるということにも非常に教育的価値があると思いますので、しっかりとそういう機会を設けていただけたらと思います。

梅 田 委 員

今回のガイドラインや発出文書など、今ご説明がありましたように国や県の動向、併せてこれまでの教育委員会での検討の経緯を踏まえてしっかりとまとめていただいたと思っております。ただ、今ご意見が出ましたように、現段階においてということでもあるのですが、情報モラルについてということ考えたときには、学校でこういう携帯電話を取り扱う場合ということのみではなくて、GIGAスクールの動きもあり、様々な場面を想定して指導していくということが必要であると思います。その部分も併せて指導をしっかりとお願いをしたいと思います。保護者のほうは、こういうことについて学校で自分自身が指導を受けてきた世代ではなく、それぞれの社会情勢の中で活用しているという状況にありますので、それぞれの家庭における判断に差があるという現実でもあります。ですから、そのままの状態で小学校に入学し、それ以降に改めて考える場がないわけですので、様々な情報を学校からしっかり発信をしていって、どのようなことを情報モラルとして、子どもたちや家庭が考えていかねばならないのかということ、しっかり受け止めてもらえる仕組みをつくっていくことが大切だと考えています。携帯電話の扱いのみにとどまらずに、今後子どもたちの目の前に提供される様々な学習環境ということを考えながら、扱い方を間違ふことのない力を子どもたち一人ひとりにつけていかなければならないと思います。早ければ、小学校の中学年ぐらいになりますと、扱いについては保護者も周りの大人も越えてしまうという、そういう扱い方を子どもたちはしていきますので、中学生となって大人の目をかいくぐってしまうということも当然出てくると思います。そんな場面には毅然とした対応で臨んでいくということも必要でしょうし、こういう扱いは原則としては個人でということではあります。学校においても発達段階によってどのような扱

い方をするのかということは、また議論もしっかりとしていただいた上で行っていただきたいと思います。

柳澤委員

学校にいるときに緊急地震速報が流れたときに、校長さんたちはどうい
うご指示をなされるかということまでシミュレーションをされていますか。子どもたちは直ちに携帯やスマホで家族と連絡をとりなさいとい
うレベルを想定されているのか、それとも校長先生がその都度判断されるのか。学校の中で大規模災害に遭遇した場合の携帯の扱いについて
は、どういのお考えなのでしょうか。

いじめ防止生徒指導課長

学校の通知がこれからになりますので、まだ校長先生方が具体的なシミ
ュレーションをされていない段階ではありますが、当課が原則的に個人
負担という方針を出しておりますのも、そういった大規模な災害が在校
中にあったときに、すぐに対応できるということを考えてのことです。
実際に持ち込む生徒の数によっては、その辺の運用の仕方も変わってく
ると思います。そのあたりのことも踏まえて、具体的にシミュレーショ
ンしながら進めてまいります。

教育長

今、各委員からご意見が出ましたように、原則は禁止と言いながら、今、
そういう大規模災害等を想定しているということで、あまり先生方の負
担を強調し過ぎて、保護者の責任ですということに軸足を置くのではな
く、子どもたちと保護者が学校でルールをきちっと話し合う学習の営み
が大事であると思います。同時に、情報モラルの問題は携帯にかかわら
ず、これからデジタルの時代を生きていく子どもたちを、こういう機会
に、しっかり育成していくということでもあると思います。そこは、今、
運用の問題もありますが、丁寧に学校現場に下ろさないと、保護者の責
任でどうぞ持たすのだったら持たせてくださいという形だけで流れな
いよう、十分配慮していただきたいと思います。

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、教育長報告（6）「学校における携帯電話の取扱い等に関す
るガイドラインの策定について」は了承いたします。

次に、議案の審議に入ります。

まず、議案第42号「令和3年度奈良市立学校の教材使用の承認につい
て」学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

一条高等学校から教材使用の申請が出されております。申請されてお
りますのは、外国語科の専門教科英語のうち、異文化理解、時事英語、英
語理解、そして第二外国語において使用する教材でございます。これら
4つの科目につきましては、教科書目録に登載される検定教科書がござ
いませぬ。つきましては、奈良市立学校の管理運営に関する規則第41
条の規定に基づきまして、検定教科書に代わる教材の承認をお願いする

ものでございます。

資料の1ページをご覧ください。申請されております7点の教材につきまして、順にご説明をさせていただきます。なお、先ほど申し上げました奈良市立学校の管理運営に関する規則第41条につきましては、2ページにお示しをさせていただきます。

初めに、異文化理解についてでございます。この科目は、英語を通じて外国の事情や異文化について理解を深めるとともに、異なる文化を持つ人々と積極的にコミュニケーションを図るための態度や能力の育成を目標とするもので、外国語科の1年生が使用いたします。申請のあった教材は、教科書で取り上げられる表現や語彙、題材が充実しており、興味深い内容となっております。また、多様な活動を通して実践的に英語を学ぶだけでなく、時代に即した外国の事情や異文化について理解を深めることができます。高等学校の英語学習の基礎段階を固めることができる内容、構成となっております。

次に、時事英語についてでございます。この科目は、新聞やテレビ、そして情報通信ネットワークなどにおいて用いられる英語を理解するとともに、必要な情報を選び、活用する基礎的な能力を養うことを目標とするもので、外国語科の3年生が使用いたします。申請のありました教材は、政治、経済、外交から環境、スポーツまで、幅広い分野に関する英語の記事が収録されています。高校生が身近に感じるものが多く、親しみながら現代社会における最新の話題について学び、知識を深めることができます。また、生きた英語に触れながらリスニング力や読解力を高め、より実践的な英語力を身につけることができると考えております。この教材につきましては、大学や外国語の専門学校等で扱われております。

続きまして、英語理解でございます。この科目では、英語を通じて積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、情報や考えなどを的確に理解し、自らの考えを深める能力を伸ばすことを目標としており、外国語科の3年生が使用いたします。申請がありました教材は、文化、文学を柱とした内容構成となっておりますが、地理から観光、歴史まで幅広い分野の題材が扱われているだけでなく、多様な文学作品に触れることができるように工夫されています。また、各課に設定されている課題を通して、自己表現力やコミュニケーション能力を培う授業が展開できる構成となっております。この教材につきましては、実用英語技能検定準1級、1級の取得を目指す学習者を対象にした水準となっております。

最後に、外国語科では、英語圏以外の言語や、そして文化に触れることを通してグローバルな視点を持つこと、また、広く世界を捉える感覚を養うことを目標として、第二外国語を科目として英語以外の外国語を学習しております。現在、一条高等学校では、学科再編に伴って入学年度に応じて異なった教育課程で学習しておりますので、令和3年度では2

年生と3年生が使用いたします。いずれの学年におきましても4言語の講座が開講されることになっており、専門の教材を使用いたします。初めに、ドイツ語の教材ですが、ドイツ語に慣れ親しみながら段階的に学習を進めていくことができるように構成をされています。ドイツでの日常を実感できるような会話文や多様な写真やイラスト、コラムは生徒の興味、関心を高め、ドイツ語やドイツ文化等への理解を深めることにも役立つと考えます。

次に、フランス語の教材につきましては、文法解説が丁寧で、聞く、話す、読む、書くのバランスが取れております。映像と連動させたより実践的な会話練習ができる構成となっているのが特徴的です。また、興味深い内容に加え、補助教材のDVDに収録されている映像を通してフランスの雰囲気や文化に触れることができ、より興味、関心を高めるのに効果的です。

次に、中国語につきましては、具体的な場面設定の下で語彙や文法を学習できるように構成されており、より実践的に中国語を学ぶことができます。コラムの内容も中国の最新事情が取り上げられており、学習を通して中国文化に対する理解を深めることもできます。

最後に、スペイン語の教材につきましては、会話や練習問題に使用頻度の高い語彙や表現が用いられているため、基本会話を効率よく学習することができる構成となっております。また、ライティングの問題では、身の回りのことや出来事について表現したり場面描写をしたりすることを通して、自己表現力を高める工夫がなされております。

これら第二外国語で使用する教材につきましては、いずれも大学等で扱われておる教材でございます。

教 育 長

何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

都 築 委 員

直接、教科書に関係ないのですが、第二外国語が4言語ありますが、この4言語というのは、大学の第二外国語とか、あるいは世界的に対応されている言語の順なのか。先々ここに新しい第二外国語が加わっていくというようなこともあるのか少し知りたいと思います。

学校教育課長

4つの言語に分かれている理由につきましては、大変申し訳ございませんが、恐らくこれまでずっと一条高校のほうで取り扱ってこられた経緯の中で決めてこられたのかなと思います。ご指摘のように、今、グローバルな視点というところを大事にしていくというところでは、例えば令和3年度の新1年生につきましては、国際探求というところでは教材を使用しないと聞いております。こちらについては、次年度は、言語学習だけではなく、様々な言語圏の文化に触れながら、その中で様々な言語に触れる学習にしていきたいという方針を学校はお持ちです。その中で、その子たちが2年生になったときに、第二外国語で言語

都 築 委 員	<p>の選択をしてほしいという方向性を持っておられます。そういう観点からいきますと、今後の広がりから、教科として言語の種類が増減するといった方向性も出てくるのではないかなと思うところでございます。</p>
教 育 長	<p>言語教育につきましても、時代の変化とともに色々と変わってくると思いますし、一条高校では、今また学科編成というようなこともありますので、今後どのような形でそういったところを学習していくのか、変化がありましたら、また機会あるごとに教えていただけたらと思います。</p>
教 育 委 員	<p>よろしいでしょうか。 分かる範囲でまた情報提供をお願いいたします。 それでは、ご意見がないようですので、議案第42号「令和3年度奈良市立学校の教材使用の承認について」採決いたします。 本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。</p>
教 育 長	<p>異議なし。 異議なしと認めます。 よって、議案第42号は原案どおり可決することに決定いたしました。 次に、議案第43号「奈良市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部改正について」スポーツ振興課長より説明願います。</p>
スポーツ振興課長	<p>本改正案は、スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）の全面改正及び奈良市体育協会規約（昭和26年4月1日）の一部改正に伴い、奈良市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則を一部改正しようとするものです。 資料1ページの規則制定改廃調書をご覧ください。4の制定改廃の概要に主な改正内容を示しております。 まず、第3条3項の（2）関係といたしまして、「体育指導員」を「スポーツ推進委員」に改めます。 次に、同じく第3条3項の（3）関係といたしまして、「体育協会および」を「スポーツ協会及び」に改めます。 最後に、第4条3号関係といたしまして、「管理指導者」を「管理指導員」に改めます。</p>
教 育 長	<p>この件について、何かご質問等ございませんでしょうか。</p>
畑 中 委 員	<p>規則の改正については了承するところです。 体育指導員の方は、結構な数の方がおられると思います。この機会にちょっと聞かせていただきたいと思うのですが、中学校の部活動等にどのぐらいの割合の方が関わっておられるのかと、部活動の指導者を探して</p>

スポーツ振興課長	<p>おられるときに、連携されているのか、分かる範囲で結構ですのでお聞かせください。</p>
教 育 長	<p>現在のところ、スポーツ推進委員が部活動に関わることは考えておりません。ただ、これから、いろいろなところでスポーツ推進委員が活躍できる場というのでも検討していきたいと考えております。</p> <p>ほか、何かございませんでしょうか。よろしいですか。</p> <p>今、畑中委員のご質問のあったところは、学校教育課のほうでは、部活動に外部の指導者、人材を探していく中で、連携ができればということだと思います。また、国では土・日の方向としては地域型を考えていく方向が示されているといったことも踏まえて、少し、今、委員おっしゃったところはまた連携できたらいいと思います。また両課含んで連携をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。</p> <p>よろしいでしょうか。それでは、ご意見がないようですので、議案第43号「奈良市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部改正について」採決いたします。</p> <p>本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。</p>
教 育 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第43号は原案どおり可決することに決定いたしました。</p> <p>それでは、公開の協議事項に入ります。</p> <p>本日、公開の協議事項は2件ございます。</p> <p>それでは、教育政策課長より説明をお願いします。</p>
協 議 事 項	<p>協議事項（1）「奈良市の目指す教育について～奈良市教育振興基本計画（案）について～」</p> <p>テーマについて、資料に基づき事務局より説明の後、意見交換・協議を行った。</p> <p>協議事項（2）「（仮称）一条高等学校附属中学校の設置について～附属中学校設置に伴う一条高等学校の学科再編について～」</p> <p>テーマについて、資料に基づき事務局より説明の後、意見交換・協議を行った。</p>

非公開案件

この審議は、奈良市情報公開条例第29条第2号の規定により非公開とする。

教育総務課長
保育総務課長

教育長報告（1）「令和3年度予算要求額について」教育総務課長、保育総務課長より概要説明

<異議なし>

本件については、了承した。

教育総務課長
保育総務課長

教育長報告（2）「令和2年度3月補正予算要求額について」教育総務課長、保育総務課長より概要説明

<異議なし>

本件については、了承した。

子ども政策課長

教育長報告（4）「市立幼稚園の再編実施方針について」子ども政策課長より概要説明

<異議なし>

本件については、了承した。

文化財課長

教育長報告（5）「奈良市指定文化財の指定について」文化財課長より概要説明

<異議なし>

本件については、了承した。

非公開協議事項

協議事項（3）「(仮称)一条高等学校附属中学校の設置について～入学者選抜方法について～」

テーマについて、資料に基づき事務局より説明の後、意見交換・協議を行った。

教 育 長

本日はこれで全ての案件を終了いたしました。次回定例教育委員会の日程について連絡をいたします。3月の定例教育委員会は、3月26日金曜日10時からの予定をしております。よろしく願いをいたします。これをもちまして本日の教育委員会を閉会いたします。

